

自然に健康になれる環境づくり推進事業



【参画ガイドライン】

三重県 医療保健部 健康推進課

三重とこわか食環境イニシアチブの基本理念

誰一人取り残さない食環境づくりによって、県民の皆さんが
無理なく健康的な食生活を実践し、活力ある持続可能な
”とこわかの三重”を実現します。

本理念に共感いただけましたら、ぜひご参画ください。
一緒に“とこわかの三重”を実現しましょう！

※「食環境づくり」とは、人々がより健康的な食生活を送れるよう、人々の食品（食材、料理、食事）へのアクセスと情報へのアクセスの両方を、相互に関連させて整備していくことをいいます。

・目次

1. 本イニシアチブへの参画の概要
2. 参画ポリシー
3. 参画スタイルと参画メリット
4. 参画申請の方法
5. 参画申請の流れ
6. 参画申請フォームの内容および入力方法
7. 参画申請フォーム記載例（業種別）
8. （参考）三重県が推奨するヘルシーメニューの目安
9. 管轄保健所一覧（外食・配食事業者用）

1. 本イニシアチブへの参画の概要

本イニシアチブへの参画～活動は、以下のような流れになります。

- ① 本イニシアチブの基本理念・目的・取組方針、三重県の健康・栄養の課題、本イニシアチブの参画ポリシーを確認する。
- ② 本ガイドライン等を参照し、参画申請を行う。（※詳細は後述）
 - ・プライムメンバー：「食塩の過剰摂取」について具体的なアクションプランを提出
 - ・レギュラーメンバー：いずれかの健康・栄養の課題についてアクションプランを提出
- ③ 参画後は、アクションプランに沿って取り組みつつ、本イニシアチブの活動に参加し、参画事業者同士や自治体、関係団体等と連携・協働することで、より効果的な方策を検討、実行していく。
- ④ 実施期間中は、年1回、取組の進捗状況を報告する。
その際、必要に応じてアクションプランを見直す（※プライム/レギュラーの変更も可）
※年1回の進捗確認は、電子申請フォームを活用したアンケート形式で実施する予定です。
- ⑤ 実施期間の最終年度には、取組の結果を報告する。
- ⑥ PDCAを回し、新たなアクションプランを定め、取組を開始する。

“とこわか三重”

連携・協働



2. 参画ポリシー

参画事業者は、以下の参画ポリシーを遵守してください。

I

県が進める誰もが自然に健康になれる食環境づくりの取組に賛同する。

II

三重県の健康・栄養の課題の解決に向けた効果が期待できるアクションプランを設定する。

※アクションプランは、PDCAを行い、1年に1回見直しを行うことが可能です。

III

毎年、取組の進捗状況を確認し、実施期間の最終年度に取組結果を報告する。

※好事例については、事業者の同意のうえで積極的に紹介していきます。

IV

誰もが自然に健康になれる食環境づくりの推進を阻害しない。

V

反社会的組織・活動に関わりがない。

3. 参画スタイルと参画メリット

三重とこわか食環境イニシアチブへの参画スタイルは、以下の2パターンがあります。
(※それぞれの申請方法については、「[6. 参画申請フォームの内容および入力方法](#)」をご覧ください。)

- プライムメンバー (「食塩の過剰摂取」に対してしっかりと取り組む)
- レギュラーメンバー (「三重県の健康・栄養の課題」に対して取り組む)



三重とこわか食環境イニシアチブ 参画メリット

以下のような活動を通じて、事業機会の拡大や企業イメージの向上などが期待できます。

【プライムメンバー限定メリット】

- ① 県におけるメディア取材や広報誌への掲載など、情報発信を行う際に優先的にご案内します。
- ② 県のイベント等におけるブース出店や取組発表など、PRの機会を優先的にご案内します。
- ③ 参画事業者が実施する実証事業に対して、効果検証や成果の発信等の支援を行います。

【プライム・レギュラー共通メリット】

- ① 参画事業者等交流会や、本イニシアチブが実施する各種イベント（例：減塩食品の試食会）などに参加できます。
(産学官等の関係者と連携・協働する機会や、新たな発見を得る場の創出、取組のPR等による企業イメージの向上等が期待できます。)
- ② 学術関係者・金融機関等の専門家と取組内容について相談・意見交換する場を活用できます。
- ③ 参画事業者限定セミナー等を受講できます。(新しい情報や専門知識等を獲得し、事業に活用することが期待できます。)
- ④ 県ホームページ等で参画事業者を紹介します。また、好取組については県から積極的に情報発信します。
- ⑤ 貴社ホームページ等で、本イニシアチブへの参画をPRいただけます。
- ⑥ 県が制作するPOP、チラシ等の啓発媒体を活用することができます。

4. 参画申請の方法

以下のⅠまたはⅡの方法により、参画申請フォームを提出してください。
なお、外食・配食事業者におかれましては、Ⅲの方法によることも可能です。

Ⅰ

LoGoフォーム

- ・三重県ホームページ上で電子申請を行っていただくことが可能です。
- ・電子申請URL：（直接入力式）<https://logoform.jp/form/8vMX/987957>
（ファイル添付式）<https://logoform.jp/form/8vMX/988845>

（直接入力式）



（ファイル添付式）



Ⅱ

電子メール

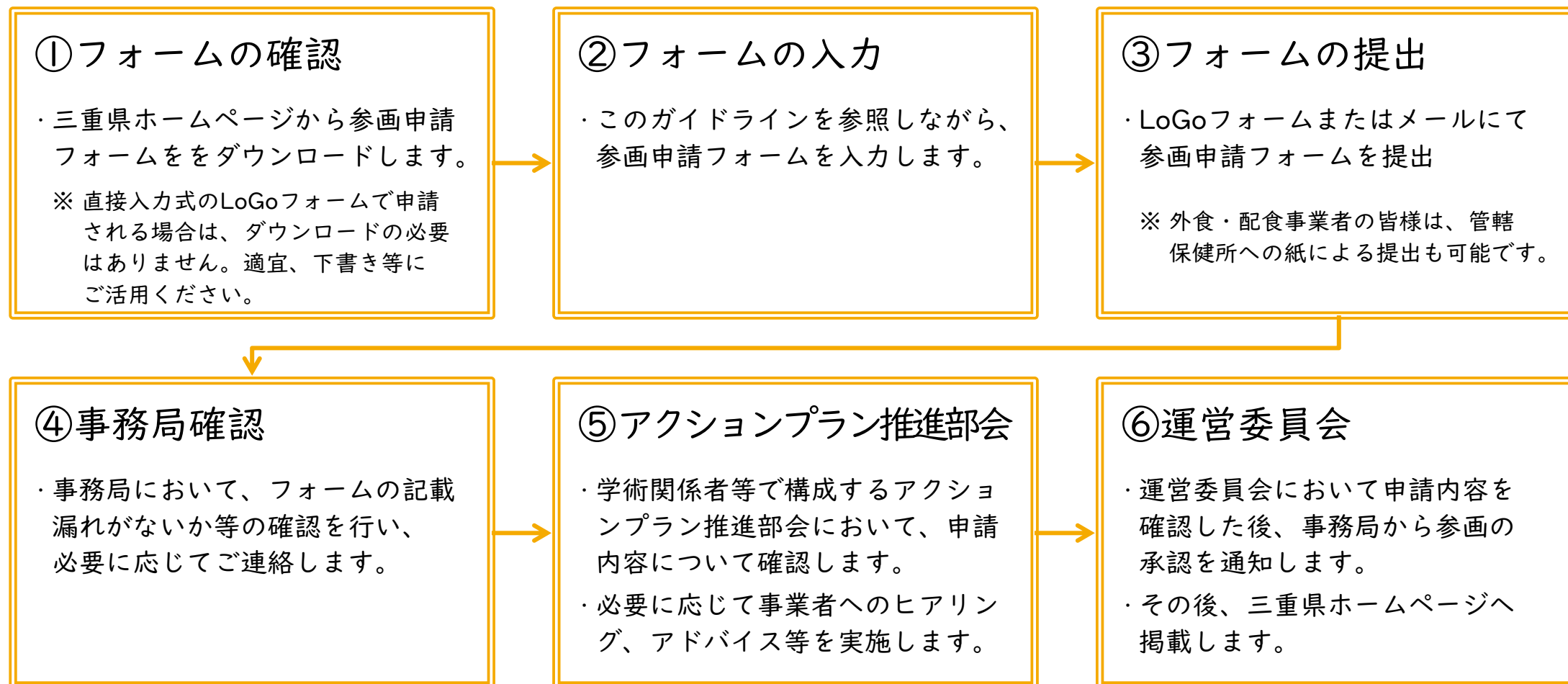
- ・三重県医療保健部健康推進課あてメールにてご提出が可能です。
- ・提出先：kenkot@pref.mie.lg.jp

Ⅲ

管轄の保健所へ提出（外食・配食事業者のみ）

- ・外食・配食事業者の皆様は、ⅠとⅡのほか、管轄の保健所にFAX等でもご提出いただけます。
- ・管轄保健所は「[9. 管轄保健所一覧（外食・配食事業者用）](#)」をご参照ください。

5. 参画申請の流れ



6. 参画申請フォームの内容および入力方法(1/4)

参画申請フォーム1枚目には事業者情報・担当者情報を入力してください。

「三重とこわか食環境イニシアチブ」参画申請フォーム			
		提出日：	年 月 日
事業者情報			
業 種	☐ 食品製造 ☐ 食品流通 ☐ 外食・配食 ☐ メディア ☐ その他（ ）		
フリガナ			
事業者名			
所 在 地	〒 -		
活動エリア （三重県内における 商品・サービスの 提供範囲）	☐ 三重県内全域 ☐ 北 勢 （ ☐ 四日市市 ☐ 桑名市 ☐ 鈴鹿市 ☐ 亀山市 ☐ 木曽岬町 ☐ いなべ市 ☐ 東員町 ☐ 菰野町 ☐ 朝日町 ☐ 川越町 ） ☐ 中南勢 （ ☐ 津市 ☐ 松阪市 ☐ 多気町 ☐ 明和町 ☐ 大台町 ☐ 大紀町 ） ☐ 伊勢・志摩（ ☐ 伊勢市 ☐ 鳥羽市 ☐ 玉城町 ☐ 南伊勢町 ☐ 度会町 ☐ 志摩市 ） ☐ 伊賀・名張（ ☐ 伊賀市 ☐ 名張市 ） ☐ 東紀州 （ ☐ 尾鷲市 ☐ 熊野市 ☐ 紀北町 ☐ 御浜町 ☐ 紀宝町）		
ホームページURL			
担当者情報			
所属・役職		フリガナ	
		担当者名	
電 話	（ ） -	メールアドレス	@
F A X	（ ） -		

※活動エリアについて、「三重県内全域」にチェックを入れた場合は、他のチェックは不要です。「北勢」などの地区名にチェックを入れた場合、その地区内の市町についてはチェック不要です。

※ホームページURLは、三重県ホームページからのリンク先として設定したいページのURLを記載してください。

※ 事業者情報の部分（赤枠の部分）について、三重県ホームページにおいて公開します。

いずれかにチェックしてください。
その他の場合は具体的に記入をお願いします。

以下を参考に、三重県内における活動エリアに
チェックしてください。

- ・食品製造業：商品が販売されているエリア
- ・食品流通業：店舗の所在するエリア
- ・外食・配食業：店舗の所在するエリア または
サービスの提供エリア
- ・メディア：発信するコンテンツを提供するエリア
- ・その他：サービスの提供エリア

三重県のホームページに掲載する際のリンク先となります。リンクを希望する貴社ホームページのURLを記載してください。

本イニシアチブに関するご連絡・ご案内等を
させていただく連絡先となりますので、平日
の日中にご連絡可能な連絡先としてください。

(次ページに続く)

6. 参画申請フォームの内容および入力方法(2/4)

参画申請フォーム2枚目は、課題解決に向けたアクションプランについて入力してください。

「三重県の健康・栄養の課題解決に向けたアクションプラン」			
☐ 『プライムメンバー』として参画します（「食塩の過剰摂取」を含む1つ以上の課題に対して、☆と◎の項目を全て設定）※1			
☐ 『レギュラーメンバー』として参画します（いずれか1つ以上の課題に対して、少なくとも☆の項目を設定）			
☆ 取り組む課題 （複数選択可※2）	☒ 食塩の過剰摂取	☐ 野菜・果物の摂取不足	☐ 肥満・やせ（適正体重の維持）
☆ アクションの種類 （複数選択可）	☐ 商品・メニュー開発 ☐ 販売の工夫 ☐ イベント・セミナー等の開催 ☐ 情報発信 ☐ その他（ ）		
☆ アクション （具体的な取組内容）			
☆ 実施期間※3 （目安：3～5年）	年	月から	年 月まで
◎ 目的 （中長期的なねらい）			
◎ 目標 （目的の実現に向けて達成したいこと）			【任意※4】 数値目標(KPI) : 数値の測定方法 : (参考) 直近の数値 :
【任意※4】 SDGsに向けた取組			

※1 『プライムメンバー』としての参画には、「食塩の過剰摂取」への取組が必須です。その他の課題への取組は任意です。
※2 1つのアクションで複数の課題解決に取り組む場合は、複数チェックのうえ、内容を記載してください。
※3 実施期間は各事業者の経営計画等に合わせて柔軟に設定いただけますが、原則3～5年程度を目安に設定をお願いします。
※4 【任意】の項目については、『プライムメンバー』として参画する場合にも必須ではありませんが、積極的なご記入をお願いします。

いずれかにチェックしてください。

『プライムメンバー』としての参画には、「食塩の過剰摂取」について、☆と◎の全ての項目を設定する必要があります（「食塩の過剰摂取」を含んでいれば、複数の課題にチェックしていただけます。）。それ以外の場合（「食塩の過剰摂取」以外に取り組む場合や、「食塩の過剰摂取」について☆のみ設定する場合等）は『レギュラーメンバー』として参画となります。（※参画メリットが異なります。）

・ 取り組む課題にチェックしてください。1つのアクションにおいて複数の課題解決に同時に取り組む場合は、複数チェックしてください。

・ アクションの種類にチェックの上、アクションを記載してください。

・ アクションについては、できる限り具体的に記載してください。目的、目標を設定する場合、その達成に向けて、いつまでに何をするか等、具体的に記載をお願いします。

・ 実施期間は各事業者の経営計画等に合わせて柔軟に設定いただけますが、原則3～5年程度を目安に設定をお願いします。

・ これら☆の項目については、レギュラーメンバーとして参画する場合も必須の項目です。

6. 参画申請フォームの内容および入力方法(3/4)

(参画申請フォーム2枚目のつづき)

「三重県の健康・栄養の課題解決に向けたアクションプラン」			
☐ 『プライムメンバー』として参画します（「食塩の過剰摂取」を含む1つ以上の課題に対して、☆と◎の項目を全て設定）※1			
☐ 『レギュラーメンバー』として参画します（いずれか1つ以上の課題に対して、少なくとも☆の項目を設定）			
☆ 取り組む課題 (複数選択可※2)	☒ 食塩の過剰摂取	☐ 野菜・果物の摂取不足	☐ 肥満・やせ（適正体重の維持）
☆ アクションの種類 (複数選択可)	☐ 商品・メニュー開発 ☐ 販売の工夫 ☐ イベント・セミナー等の開催 ☐ 情報発信 ☐ その他（ ）		
☆ アクション (具体的な取組内容)			
☆ 実施期間※3 (目安：3～5年)	年	月から	年 月まで
◎ 目的 (中長期的なねらい)			
◎ 目標 (目的の実現に向けて達成したいこと)	【任意※4】 数値目標(KPI) : 数値の測定方法 : (参考) 直近の数値 :		
【任意※4】 SDGsに向けた取組			
※1 『プライムメンバー』としての参画には、「食塩の過剰摂取」への取組が必須です。その他の課題への取組は任意です。 ※2 1つのアクションで複数の課題解決に取り組む場合は、複数チェックのうえ、内容を記載してください。 ※3 実施期間は各事業者の経営計画等に合わせて柔軟に設定いただけますが、原則3～5年程度を目安に設定をお願いします。 ※4 【任意】の項目については、『プライムメンバー』として参画する場合にも必須ではありませんが、積極的なご記入をお願いします。			

・ プライムメンバーとして参画するには、◎項目も必須の項目です。

・ レギュラーメンバーとして参画される場合は、☆の項目のみの設定で構いません。

とはいえ、◎項目については、行政、関係団体、学術関係者等において支援を行う場合や、事業者同士で協働する場合等に注目するポイントになると考えられます。
◎のうち一部のみ設定も可能ですので、できる限り設定いただくことがオススメです。

※ 【任意】の項目についてはプライムメンバーとして参画する場合についても必須ではありませんが、PDCAを回し、多分野との連携を図っていく際に有益な情報となるので、積極的な設定をお願いします。

※ アクションプランは、県民（消費者・利用者）の健康・栄養の課題解決を図る、対外的な取組としてください。

※ 例外として、前頁の業種で「その他」を選択された、食品やメディア関連以外の事業者におかれては、自社の従業員や取引先を対象としたアクションプランで申請が可能です。

6. 参画申請フォームの内容および入力方法(4/4)

参画申請フォーム3枚目以降は任意ですが、積極的な設定をお願いします。

アクションプラン2つ目以降は任意です。取り組む課題にチェックのうえ、内容を記載してください。
また、アクションプラン3つ目以降を提出いただく場合は、適宜、下表をコピーして作成してください。

・『プライムメンバー』として参画する場合は、2枚目以降も☆と◎を全て設定してください。

・『レギュラーメンバー』として参画する場合は少なくとも☆を全て設定してください。

☆ 取り組む課題 (複数選択可)	☐ 食塩の過剰摂取	☐ 野菜・果物の摂取不足	☐ 肥満・やせ(適正体重の維持)
☆ アクションの種類 (複数選択可)	☐ 商品・メニュー開発 ☐ 販売の工夫 ☐ イベント・セミナー等の開催 ☐ 情報発信 ☐ その他()		
☆ アクション (具体的な取組内容)			
☆ 実施期間 (目安: 3~5年)	年 月から 年 月まで		
◎ 目的 (中長期的なねらい)			
◎ 目標 (目的の実現に向けて達成したいこと)		【任意】 数値目標(KPI) : 数値の測定方法 : (参考) 直近の数値:	
【任意】 SDGsに向けた取組			

- ※ アクションプランは、三重県民が対象となるものとしてください(三重県民以外の方が対象に含まれることは問題ありません)。
- ※ 目標やKPI等について、三重県内の活動エリア単位での設定が難しい場合は、三重県が対象に含まれるよう設定してください。
- ※ アクションプランは、実施期間中において、1年に1回、見直していただけます。
その際に、取り組む課題や設定項目の追加等も可能ですので、レギュラーからプライムへと参画方法を変更することもできます。
- ※ アクションプランについては、「取り組む課題」を除き、一般公開の予定はありません。
本イニシアチブの運営において、内部情報として活用いたします。
- ※ 参画事業者間の交流会等において情報共有することは想定されますが、その場合も事業者の同意を得られた内容のみの共有とさせていただきます。
- ※ 好事例については事業者の同意の上で、積極的にPRしていきます。その際はぜひご協力をお願いします。

7. 参画申請フォーム記載例(業種別)

参画申請フォームの記載例は、業種区分ごとに三重県ホームページに掲載しております。
以下のリンクからご覧いただけますので、ご参照ください。

1. 食品製造業 ([プライム申請版](#)／[レギュラー申請版](#))
2. 食品流通業 ([プライム申請版](#)／[レギュラー申請版](#))
3. 外食・配食業 ([プライム申請版](#)／[レギュラー申請版](#))
4. メディア ([プライム申請版](#)／[レギュラー申請版](#))
5. その他 ([プライム申請版](#)／[レギュラー申請版](#))

8. (参考)三重県が推奨するヘルシーメニューの目安

お惣菜、お弁当、お料理等を提供する事業者においては、この目安を活用したアクションプランの設定が可能です。
参画申請にあたって、ぜひご活用ください。

取り組む課題	ヘルシーメニューの目安	備考
食塩の過剰摂取	食塩相当量が ①定食・ランチなどでは 【八訂の場合】 3.0g未満(620kcal未満) 3.5g未満(620～850kcal未満) 【七訂の場合】 3.0g未満(650kcal未満) 3.5g未満(650～850kcal未満) ②副菜では1.0g未満	提供するメニューの性質上、左記の基準によることが困難な場合は、従来のメニューと比べて食塩相当量を10%以上減らすこと
野菜・果物の摂取不足	野菜の使用量が ①定食・ランチなどでは120g以上 ②副菜では80g以上	野菜は、いも類・きのこ類は除く
肥満・やせ (適正体重の維持)	1食あたりのエネルギー量が850kcal未満(定食・ランチなど)	
	脂質含有量が15g以内(定食・ランチなど)	
	カルシウム含有量が200mg以上	定食・単品問わず

※定食・ランチは、主食・主菜・副菜が揃ったメニューを想定しています。

※表中の七訂は「日本食品標準成分表2015年版（七訂）」、八訂は「日本食品標準成分表2020年版（八訂）」のことを指します。

9. 管轄保健所一覧（外食・配食事業者用）

事業所の所在地	名称	所在地	電話	FAX
桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町	桑名保健所 健康増進課	〒511-8567 桑名市中央町5-71	0594-24-3625	0594-24-3692
四日市市	四日市市 健康づくり課	〒510-8601 四日市市諏訪町1-5	059-354-8291	059-353-6385
鈴鹿市、亀山市	鈴鹿保健所 健康増進課	〒513-0809 鈴鹿市西条5-117	059-382-8672	059-382-7958
津市	津保健所 健康増進課	〒514-8567 津市桜橋3-446-34	059-223-5184	059-223-5119
松阪市、多気町、明和町、大台町	松阪保健所 健康増進課	〒515-0011 松阪市高町138	0598-50-0531	0598-50-0621
伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、南伊勢町、度会町、大紀町	伊勢保健所 健康増進課	〒516-8566 伊勢市勢田町628-2	0596-27-5137	0596-27-5253
名張市、伊賀市	伊賀保健所 健康増進課	〒518-8533 伊賀市四十九町2802	0595-24-8045	0595-24-8085
尾鷲市、紀北町	尾鷲保健所 健康増進課	〒519-3695 尾鷲市坂場西町1-1	0597-23-3454	0597-23-3449
熊野市、御浜町、紀宝町	熊野保健所 健康増進課	〒519-4324 熊野市井戸町383	0597-89-6115	0597-85-3914